平成２２年（フ）第４９号
京都府舞鶴市字下安久510番地28
債務者　平岡君美子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１２７７号
堺市南区三原台１丁３番３―205号
債務者　武田起代子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３４０号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地４号棟206号室
債務者　松田　和子（旧姓西）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３５９号
堺市南区土佐屋台1592番地　泉ヶ丘アイビースクエア110号、前住所堺市南区晴美台３丁14番１―106号
債務者　皆田　幸夫
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３６６号
堺市北区東雲東町３丁１番11号、前住所堺市北区常磐町１丁１番地２　浅香山グリーンマンション115号
債務者　中井登紀子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３６８号
大阪府松原市天美南５丁目19番17号、前住所大阪府松原市小川４丁目12番13号
債務者　藪田　好雅
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３８２号
堺市北区東浅香山町１丁59番地17
債務者　塩山　照恵
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４０３号
堺市東区引野町２丁102番地21
債務者　植村　　薫（旧姓辻井）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４１０号
大阪府河内長野市小山田町451―149　プレスト・コート弐番館304号、住民票上の住所大阪府河内長野市中片添町25番22―102号
債務者　原田　圭子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４２８号
堺市中区深井北町814番地１―４棟201号
債務者　竹間　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５４号
堺市南区原山台５丁１番12―404号
債務者　見吉　隆男
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
岡山県倉敷市老松町３丁目12番３号Ｋコーポ202号
債務者　工藤　五月
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
広島県三次市十日市西２丁目３番１―３号、前住所広島県三次市十日市南五丁目８番６―103号
債務者　森田麻衣子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１３０７号
福岡市南区桧原５丁目17番31号
債務者　高木加津子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４５８号
福岡県宗像市赤間４丁目３番１―909号
債務者　石川　孝正
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８８号
青森県上北郡おいらせ町浜道104番地63
債務者　早川　昭子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第９８号
青森県十和田市東二十二番町15番10―４号
債務者　昆　かおり
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
青森地方裁判所十和田支部